

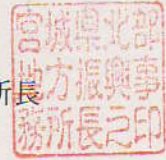
北振第1440号

平成22年10月19日

大崎市工業会

会長 佐藤 守穂 殿

宮城県北部地方振興事務所



地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の策定について（通知）

宮城県では、地域雇用開発促進法に基づき、著しく雇用機会が不足し就職することが困難な地域に「地域雇用開発計画」を策定し、平成22年10月1日付けで厚生労働大臣から同意をいただきました。大崎地域についても、別添「宮城県大崎地域雇用開発計画」が策定され、新規に指定されましたので御承知願います。

この同意により、一定の要件を満たした計画地域の事業主が、事業所を設置または整備し、当該地域の求職者を雇用した場合に、国から奨励金が支給されますので、是非ご活用ください。

なお、詳しくは、県経済商工観光部雇用対策課ホームページをご参照願います。

(<http://www.pref.miyagi.jp/koyou/koyousu/chiikikoyou/index.htm>)

担当：宮城県北部地方振興事務所

地方振興部商工・振興第一班 宮本

TEL 0229-91-0744 FAX 0229-91-0749

## 地域雇用開発計画の概要について

### 1 地域雇用開発計画について

地域雇用開発促進法に基づき、県が県内5つの地域の地域雇用開発計画を策定しました。この計画は、雇用機会が著しく不足し就職することが困難な地域（雇用開発促進地域）と対象としたもので、厚生労働大臣からの同意が必要とされているものです。

この計画に対し、平成22年10月1日付けで厚生労働大臣から同意を得たことにより、同計画指定地域（同意雇用開発促進地域）の事業主は、事業所の設置・施設整備等に伴い、地域の求職者を雇用した場合に、国から助成金を受給できるようになりました。

### 2 計画策定地域（公共職業安定所管轄の市町を指定）

- (1) 塩釜地域（塩竈市，多賀城市，松島町，七ヶ浜町，利府町，大郷町 2市4町）
- (2) 県南地域（白石市，角田市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町 2市7町）
- (3) 大崎地域（大崎市，色麻町，加美町，涌谷町，美里町 1市4町）
- (4) 登米地域（登米市 1市）
- (5) 気仙沼・本吉地域（気仙沼市，南三陸町 1市1町）

※県南地域，塩釜地域，登米地域及び気仙沼・本吉地域は，平成19年10月1日から平成22年9月30日まで計画指定地域となっており，今回は継続指定です。大崎地域については，新規指定です。

### 3 計画期間

平成22年10月1日から平成25年9月30日まで

### 4 計画の概要

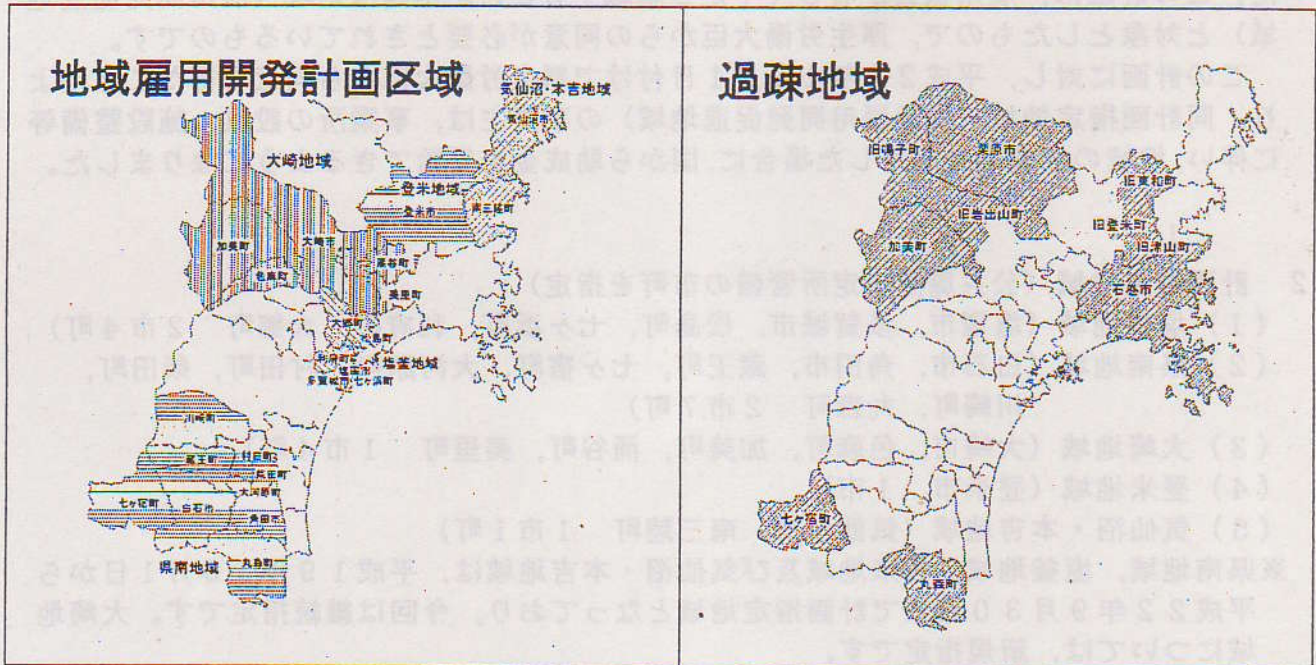
平成22年3月に策定した，中長期的な県政運営の基本的な指針「宮城の将来ビジョン」第二期行動計画に基づき，各地域のニーズに合わせた計画を策定しました。

- (1) 自動車関連製造業や高度電子機会産業，食品関連産業等，クリーンエネルギー産業を中心とした製造業について，技術力の強化や生産性の向上を図り，さらなる集積に向けた施策を進める。
- (2) 商業・サービス業について，需要の創出・拡大と生産性の向上を図り，全体の付加価値額を伸ばすための施策を展開する。
- (3) 農林水産業について，時代の変化に即した構造転換を進め，競争力を強化する。
- (4) 「みやぎ産業人材プラットフォーム」を構築し，早い世代からの人材育成を行う。
- (5) 各地域に産業界，学校及び職業訓練機関の連携を支援する「地域産業人材育成プラットフォーム」を構築し，産業人材の育成を行う。
- (6) 各関係機関及び地域の事業主団体と連携強化し，地域のニーズを踏まえた職業能力開発を推進する。

## 5 国の支援措置（助成金の種類）

地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画地域及び過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域において、雇用開発を促進するための助成金を支給します。

なお、県内の過疎地域は、石巻市、登米市（旧登米町、旧東和町、旧津山町の区域に限る）、栗原市、大崎市（旧岩出山町、旧鳴子町の区域に限る）、七ヶ宿町、丸森町、加美町の区域で、平成25年3月31日までとなっています。



### (1) - 1 地域雇用開発助成金 地域求職者雇用奨励金

対象労働者数及び設置・整備に要した費用に応じて、1年ごとに3回支給します。

設置・整備に要した費用	対象労働者数（人）			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万以上 1,000万未満	40万円	65万円	90万円	120万円
1,000万以上 5,000万未満	180万円	300万円	420万円	540万円
5,000万以上	300万円	500万円	700万円	900万円

\*（ ）は創業の場合です。

\*事業所の設置・整備とは施設の新設・増設・購入又は賃貸をいう。ただし、大規模雇用開発の特例措置は、施設の賃貸を含みません。

\*施設及び設備は不動産（土地を除く）又は動産（機械・装置・車両等）の新設・増設をいい、それに要する工事費用（土地造成・設計管理建物解体を含む）1契約が20万円以上のものをいいます。

### (1) - 2 特例措置（厚生労働大臣の認可が必要）

大規模雇用開発（事業所の設置・整備に伴う地域求職者の雇い入れ助成）

- ・ 50億円以上、100人以上の雇い入れ 1億円（1年ごとに3回支給）
- ・ 50億円以上、200人以上の雇い入れ 2億円（1年ごとに3回支給）

(2) 地域求職者雇用奨励金 (中核人材活用) ※過疎地域は利用できません  
地域求職者の雇い入れを伴う中核的人材の受け入れ助成

中核人材労働者 1人当たり100万円 (中小企業は140万円)

ただし、自発雇用創造地域の重点分野に該当する場合

中核人材労働者 1人当たり150万円 (中小企業は210万円)

\*中核人材とは、その事業に対し専門的な知識を有し、これまで指揮監督する業務に従事し課長相当職以上のもので、年収400万円以上の賃金の者

(3) 地域雇用開発能力開発助成金 ※過疎地域は利用できません

地域求職者を雇い入れ、計画的に職業訓練を実施する事業主に対し助成  
能力開発助成 (職業訓練等に係る経費等の2/3 (大企業1/2))